

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第127号	令和元年度宝塚市一般会計補正予算（第4号）	可決 （全員一致）	11月26日
議案第128号	令和元年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第2号）	可決 （全員一致）	
議案第129号	令和元年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	
議案第130号	令和元年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	
議案第131号	令和元年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）	可決 （全員一致）	
議案第132号	令和元年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	
議案第133号	令和元年度宝塚市特別会計米谷財産区補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	
議案第135号	宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第136号	宝塚市都市計画事業基金条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第142号	工事請負契約（市庁舎電気設備外改修工事）の締結について	可決 （全員一致）	
議案第148号	令和元年度宝塚市一般会計補正予算（第5号）	可決 （全員一致）	12月17日
議案第149号	令和元年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）	可決 （全員一致）	
議案第150号	令和元年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第2号）	可決 （全員一致）	
議案第151号	令和元年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算（第2号）	可決 （全員一致）	
議案第152号	令和元年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第3号）	可決 （全員一致）	
議案第153号	令和元年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第2号）	可決 （全員一致）	

議案第155号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	可決 (賛成多数)	12月17日
議案第156号	宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)	
議案第157号	宝塚市特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第158号	宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)	
議案第159号	宝塚市一般職の職員の給与に関する条例及び宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第160号	条件付採用期間中の職員の分限に関する条例の制定について	可決 (全員一致)	

審査の状況

① 令和元年11月21日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎大川 裕之 ○山本 敬子 梶川 みさお くわはら 健三郎
寺本 早苗 となき 正勝 富川 晃太郎 藤岡 和枝
村松 あんな

② 令和元年11月26日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎大川 裕之 ○山本 敬子 梶川 みさお くわはら 健三郎
寺本 早苗 となき 正勝 富川 晃太郎 藤岡 和枝
村松 あんな

③ 令和元年12月17日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎大川 裕之 ○山本 敬子 梶川 みさお くわはら 健三郎
寺本 早苗 となき 正勝 富川 晃太郎 藤岡 和枝
村松 あんな

④ 令和元年12月18日 (委員会報告書協議)

- ・出席委員 ◎大川 裕之 ○山本 敬子 梶川 みさお くわはら 健三郎
寺本 早苗 となき 正勝 富川 晃太郎 藤岡 和枝
村松 あんな

(◎は委員長、○は副委員長)

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第127号 令和元年度宝塚市一般会計補正予算（第4号）

議案の概要

補正後の令和元年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額

802億2,029万7千円（10億6,598万3千円の増額）

歳出予算の主なもの

増額 基金管理事業

シティプロモーション推進事業

新庁舎・ひろば整備事業

人件費

施設型等給付事業

認可外保育施設補助金

小学校施設整備事業

減額 執行額の確定に伴う執行残など

歳入予算の主なもの

増額 地方特例交付金 子ども・子育て支援臨時交付金

国庫支出金 施設型給付費負担金

認可外保育施設負担金

学校施設環境改善交付金

寄附金 一般寄附金

繰入金 財政調整基金とりくずし

繰越金 前年度からの繰越金

市債 新庁舎・ひろば整備事業債

小学校施設整備事業債

減額 分担金及び負担金 保育実施児童保護者負担金

繰入金 子ども未来基金とりくずし

繰越明許費補正

追加 新庁舎・ひろば整備事業ほか4件

増額 中学校施設整備事業の金額

債務負担行為補正

追加 道路施設保守管理等委託料ほか7件

地方債補正

追加 廃棄物処理施設災害復旧事業債

増額 新庁舎・ひろば整備事業債の限度額

道路橋りょう整備事業債の限度額

河川整備事業債の限度額

	<p>小学校施設整備事業債の限度額 中学校施設整備事業債の限度額 減額 医療機器整備事業債の限度額 農業用施設ため池整備事業債の限度額 特別支援学校施設整備事業債の限度額 幼稚園施設整備事業債の限度額</p>
<p>論 点 なし <質疑の概要></p>	<p>問1 財政調整基金とりくずしについて、令和元年度において想定よりも早いペースで取り崩していると思うが、決算の時点で多少もとに戻す可能性もあるのか。</p> <p>答1 3月補正予算で相当不用額が発生すると思うが、今後も予算の執行管理に努め、アクションプランの取組項目についても着実に実行し、特に歳入の確保に力を入れていきたい。</p> <p>問2 市立学校園のコンクリートブロック塀改善工事費について、入札差金及び設計精査によって当初予算より約2億円を減額している理由は。</p> <p>答2 総務省の緊急防災・減災事業債及び文部科学省の特例臨時交付金の両方を活用できるように予算を計上していた。今年度は設計しながら工事を行っており、予算を多目に確保していた。文部科学省対象事業分が総務省対象事業分に含まれる形となることから、当初予算に含んでいた文部科学省対象事業分約1億1,400万円及び設計の精査により明らかとなった約9千万円の合計約2億円を減額した。ただ、今後発注及び現場の詳細状況によって変更等もあるので、金額の詳細については、今年度末あたりに確定する予定となっている。</p> <p>問3 子育て家庭ショートステイ事業を今回増額補正しており、当初予算では「2歳未満」の当初予算額を平成30年度の実績の約半額で積算しているが、当初予算の算出根拠はどのようになっているのか。</p> <p>答3 過去の利用実績をベースに、過度の予算にならない範囲で経験上から求められる利用日数を積算し、当初予算を見積もる考え方である。利用については変動が大変激しく、補正予算で対応せざるを得ない状況である。令和元年度9月末実績で当初予算に対し92.94%の執行率となり、年間の利用日数に足りなくなったことから、改めて予算を見積もり、当初予算からの差額分60万円を今回補正予算として計上した。家庭の状況は日々変わっていき、一時的に養育困難となる状況は年度当初には想定しがたいが、当初予算措置はしておかなければならないと考えている。</p> <p>問4 実費徴収補足給付事業の幼児教育・保育無償化制度の未移行幼稚園について、給</p>

食を実施している園及び原則弁当を持参することになっている園の割合などは把握しているのか。

答 4 割合は把握していない。今回算出している合計 220 名については、全ての幼稚園で給食費を免除した場合を想定し、所得階層をもとに算出した人数となっている。

問 5 マイナンバーカード交付事務について、令和 4 年度中に全ての国民がマイナンバーカードを取得することを想定すると、アルバイト職員 1 名のみの増員で足りるのか。今回とりあえず 1 月からアルバイト職員 1 名を増員し、来年度以降はさらなる職員の増員を考えているのか。

答 5 国が示す計画どおりに進めようとする、単純計算で来年度において約 6 万 5 千件の申請を受け付ける必要があり、今後の業務量はふえると想定しているが、現段階ではどこまで業務ができるか見えないので、国及び他市の動きを見ながら来年度の体制について考えていきたい。

問 6 新庁舎・ひろば整備事業について、新庁舎建設がひろばよりもおくれるため、残土を外に搬出すること、その分費用がかかると考えられるが、予算に織り込み済みなのか。また、ひろばの山の大きさも当初と変わってくるのが考えられるが、変更についてどのように考えているのか。

答 6 残土処分の費用については、新庁舎建設費用 25 億円の中に繰り込み、増額することは考えていない。また、ひろばの山を盛る部分については、現在ある土を使用しながら、新たに土砂も購入し進めていきたいと考えている。

問 7 都市計画税を支払う立場とすれば、都市計画税は都市計画の充実のために使っていくべきもので、道路等を筆頭に都市基盤整備を進めてほしいという市民の声もある。適正に管理し、今後、充実した都市計画を作成してもらわなければならないが、どのように考えているのか。

答 7 当初予算段階で、都市計画事業及びまちづくり等に関して余剰金が発生しないようにしっかりと計画を立てるべきだとは考えているが、今回は結果的に余剰金が発生した。今後、新ごみ処理施設の建設に伴い多額の費用も発生し、中長期的に見ると未整備の都市計画道路及び街路事業等もあり、関係部局と連携して都市計画事業を計画的に展開していきたい。

問 8 都市計画税について、まちの整備に充てていくのが本来の趣旨で、その時々事業に充当すべきで、充当されるべき事業が少ないのであれば、道路にこだわらずほかの施設に広げて使用していくべきだが、どのように考えているのか。

答 8 都市計画税の用途は、現状では都市計画事業として認可された都市施設の新設及び改修、更新に限定されており、維持、管理等には充当できないという仕組みとな

っている。街路及び下水道、施設についても都市計画決定できればそれらに充て、クリーンセンターの整備についても都市計画施設として決定し充てていくことを考えている。都市計画税は長年積み立てる税ではないため、積み立てていかななくてもいいような方向で検討を進めていきたい。今後どのような施設に充当できるか速やかに検討していく必要があると考えている。

問 9 急傾斜地崩壊対策事業について、市内南部だけで 80 数カ所のレッドゾーンがあるが、市が危険度を把握し、今後何らかの方法で優先順位等をつけて、整備を県及び国に要請する準備はしているのか。今後に対する考え方は。

答 9 急傾斜地崩壊対策事業は県の事業で、イエローゾーンも対象であるが、レッドゾーンに指定された区域を優先して事業を実施していくというのが県の考えである。県と市の調整については、民の土地を県がかかわって行う事業であるため所有者の同意が必要であり、そのような一定の条件が整うこと及びレッドゾーンに指定され影響する民家が多いことなどを要素に考え、県と市が優先度を調整しながら事業を進めていく。

問 10 新ごみ処理施設建設基金について、平成 30 年度末で 12 億 9,900 万円余あり、今回の 12 月補正で 9,400 万円積み増しをして、合計 13 億 9,300 万円余となることだが、建設の総額費用はどの程度になると想定しているのか。

答 10 現在、要求水準書を鋭意作成しており、来年には事業者から概算見積もりをとる予定である。現在の場所での建てかえでスクラップ・アンド・ビルド方式となり、仮設をつくって、場合によってはごみを一部外部に出す必要も考えられ、総額がわかるのは来年の秋以降になる。現在のごみ処理施設が約 100 億円強の事業費であったが、当時の焼却炉及び粗大ごみ処理施設の建設費用が今回新しく建設するために必要な約 250 億円の相当額に対応すると考えており、それ以外の部分でどの程度事業を執行したかを考えると執行率は 25%であり、それ以外に 4 分の 1 程度必要となることを考慮すると、250 億円の 25%をプラスすると約 300 数十億、場合によっては約 400 億円の事業費がおそらく必要と考えられる。財政当局と予算繰りをどのようにするのか検討しているところである。

問 11 施設型等給付事業について、新規開設園の開設時期がおくれ、交渉及び逸失利益など園に負担が生じたと考えられるが、市としてはどのように評価しているのか。

答 11 平成 31 年 4 月 1 日開設の予定であったが、平成 30 年 9 月に整備法人から調整がつかず開園がおくれる旨の申し出を受けた。待機児童への影響を考え、特に待機の多い 1 歳児及び 2 歳児を対象に代替保育の実施を法人にお願いし、山本東で小規模保育事業所を開設してもらい流れとなった。法人には負担をかけたと認識はしているが、待機の方にてできるだけ影響が少なくなるように考えて法人と協議し、この

ような結果となった。

問12 ふるさと納税について、本市においてふるさと納税により控除されている市民税額に近づく、あるいはそれを上回らなければ、どんどん本市の税収入が減るため、何かしら対策を考える必要があるが、今後の考えはあるのか。

答12 現在約2,700万円の赤字となっており、できるだけプラスマイナスゼロぐらいにしていきたいと考えている。本市においては宝塚歌劇及び手塚治虫作品などの返礼品が大部分を占めており、今後も宝塚らしい返礼品を用意し、できるだけ寄附金をふやすよう努力していきたい。

自由討議

委員A 都市計画税について、質疑及び答弁を通じて、新ごみ処理施設ありきで都市計画税が充当されていくような懸念を抱いた。都市計画道路の整備状況も約7割で、阪神間でも進捗率は低く、手がつけられていない道路も多い。また、1人当たりの公園面積等も小さい。都市計画税が余ってしまった事実は仕方ないが、都市計画税の本来の用途である都市基盤整備に充当されるべきだと思う。

委員B 都市計画税は都市計画道路の整備以外の事業にも、充当しようと思えば充当できる。そのことも踏まえて考えるべきだが、新ごみ処理施設に充てようとするのはどうかと思う。

委員C 都市計画税が余るということは初めてだったので、違和感がある。市民から、自分たちの税金がハード面での住環境に生かされていない、道路環境が悪過ぎて渋滞もひどいとよく言われる。都市基盤を整備しないことには産業も呼び込めない。新ごみ処理施設や他施設の整備には都市計画税を充当するのではなく、別の財源を確保していかないと道路等の整備が後回しになる。

委員D 都市計画税の他事業での利用は、都市計画決定された施設の新設や老朽更新、大規模改修のことがメインとされるが、このほかにどのような事業を想定しているのか。

委員B 具体的にどんな施設や事業が対象になるのか細かいことはわからないが、文化教育施設等で可能性のあるものを含めて検討はすべきと考える。

委員E 都市計画道路以外の生活道路の整備も計画的にやっていかなければならないと思う。都市計画税の用途を具体的にすべき。公債費の償還金については都市計画税の用途に含まれるため、新ごみ処理施設も起債の償還であれば対象になる。今

回、充当先として逸脱しているとは思わない。

委員D 余剰金が発生したところから始まっている。新ごみ処理施設に充当させるために余剰金を出したわけではないと思う。都市計画税は使い道の金額が下がってきている傾向にあった。都市計画税の使途については検討しなければならないが、第一候補は都市計画道路の整備がされていない道路もある。このほかに使途をどこまで広げられるのか。整理した上で当局に確認してはどうか。

委員E 今後どこまで充当先を広げていくのか。当局に対して充当先についての考え方を確認したい。

質 疑

問13 今後、都市計画税の余剰金を積み立てることによって、クリーンセンターも含めた新しい使途を都市計画決定する可能性もあるとの答弁があった。新ごみ処理施設の建設に向け、大きな起債となるが、その起債の償還にこの基金を充当していく予定になるのか。そうすると結果的に建設費総額の中での割合が大きくなると懸念される。これまで都市計画税は年度内で執行するというものであったが、基金の設置で今後積み立てることも前提になっていくのか。

答13 都市計画税は、基本的に都市計画法に基づいて行う都市計画事業に充当される。本市では都市計画決定した街路、公園、下水道、区画整理、再開発事業に充当してきた。この考え方は変えられない。使途の拡大については議論ができていないため、今までと同様の考え方で進めざるを得ない。今回決算で余剰が発生したことから、この余剰金を翌年度以降も執行できるよう、新たに基金を設置する条例を提案した。本来、都市計画税で余剰金を出すことは望ましいことではないため、早急に街路整備等を前倒して実施できないか、今後どのように充当していけるかなど、検討を進めている。なお、新ごみ処理施設については、将来的に都市計画決定をし、都市計画税が充当できる施設として整備していきたいと答弁したもの。

自由討議

委員A クリーンセンターばかりに重きを置かず、本来の都市計画事業に充当していくということが、ある程度理解できた。

委員E 広い意味での都市計画税の使途を含めて考えるとのことであった。今後の使途に期待する。

委員B 今後、新ごみ処理施設のために基金に積み立てていくわけではないという明確な答弁がなかった。そこを再度確認したい。

質 疑

問 1 4 基金の用途として、数年先の新ごみ処理施設に向け、都市計画税の余剰金を積み立てていくというわけではないのか。

答 1 4 都市計画税でやむを得ず余剰金が生じた場合、後年度の都市計画決定した事業に充当していくため、余剰金を基金に積み立てていく。基本的にはそのような考えである。

問 1 5 来年度、再来年度と、今後基金をふやしていく予定はないのか。

答 1 5 基本的にやむを得ず基金に積み立てるもの。本来は基金に積み立てるのではなく、都市計画税を全て事業に充当したい。毎年余剰金が出るということになれば、税率を引き下げるべきとの議論になると考える。

討 論 なし

審 査 結 果 可決（全員一致）

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第128号 令和元年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第2号）	
議案の概要	
補正後の令和元年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額 227億6,902万8千円（7億792万8千円の増額）	
歳出予算の主なもの	
増額 基金管理事業 国民健康保険事業財政調整基金積立金 償還事業 県交付金等返還金	
歳入予算の主なもの	
増額 繰越金 前年度からの繰越金 県支出金 普通交付金	
債務負担行為補正	
追加 簡易申告書印字及び封入封かん業務委託料	
論 点	なし
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第129号 令和元年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第1号）	
議案の概要	
補正後の令和元年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費の歳入歳出予算の総額 1億216万5千円（463万5千円の減額）	
歳出予算の主なもの	
減額 人件費 非常勤嘱託職員報酬	
歳入予算の主なもの	
減額 一般会計からの繰入金	
論 点	なし
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第130号 令和元年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算（第1号）	
議案の概要	
補正後の令和元年度宝塚市特別会計農業共済事業費の歳入歳出予算の総額 2億1,542万9千円（107万1千円の減額）	
歳出予算	
減額 人件費 職員手当など	
歳入予算	
減額 一般会計からの繰入金	
論 点	なし
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第131号 令和元年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）

議案の概要

補正後の令和元年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額
212億7,393万7千円（1億8,879万6千円の増額）

歳出予算の主なもの

増額 基金管理事業 介護給付費準備基金積立金

減額 人件費 職員手当など

歳入予算の主なもの

増額 繰越金 前年度繰越金

減額 職員給与費等繰入金

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 介護サービス等給付事業は全額が減額補正になっている。新しい施設の整備がなかったためとの説明があったが、なぜ、新しい事業者の応募がなかったのか。

答1 本市では、特別養護老人ホームの整備に関して、民間事業者が土地等を含めて建設場所を探した上で応募いただくこととしている。民間事業者からの問い合わせの中で土地が見つからないと聞いた。また、全国的な傾向として介護職員の確保が難しい状況であり、このことも要因ではないかと推測している。

問2 今後の対策について、どう考えているか。

答2 利便性のよい土地の情報等があれば、積極的に情報提供することで応募する事業者をふやそうと考えている。

問3 特別養護老人ホーム80人定員の整備の応募がなかったことで、今回減額補正になっているが、このまま推移すると減額補正した金額が介護給付費準備基金に積み立てられることになる。今後、この基金の残高はどうなるのか。

答3 3年間の事業計画の中で特別養護老人ホームを整備するとしているが、事業計画の最終年度になる令和2年度の基金残高は現時点で算出できない。なお、現時点での基金残高は約13億円となっている。

問4 施設整備事業が進まないと相当な金額が基金に積み上がることになる。一方、介護保険料を徴収しているのに、給付できていないことになる。本市として土地確保に関する補助や人材確保に関する援助を考えていく必要があるのではないか。

答4 土地確保に対する助成では、定期借地権を設定して施設を建てる場合に支払う一

時金に要する経費に対して県の補助があり、建物整備についても助成制度がある。市としても施設マネジメントの中で整理した土地の活用なども積極的に情報提供していきたい。また、人材確保については県で補助メニューがあるので、活用できるものは活用していきたい。

問5 在宅介護に関しては、どれだけ人的供給ができるのか市として把握しているか、また、市としてニーズにどれだけ応えていけるのか。

答5 在宅介護に向け、介護部分ではヘルパーが人材不足となっている。また、在宅医療サービスの部分では、訪問看護は比較的潤沢だが、ドクターについては行政だけで進められるものではない。本市の医師会と情報交換を定例的に行っているが、その場を活用しながら在宅医療のあり方を引き続き検討していきたい。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第132号 令和元年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）	
議案の概要	
補正後の令和元年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算の総額 43億8,632万3千円（1億4,192万3千円の増額）	
歳出予算	
増額 後期高齢者広域連合納付金 保険料等負担金 人件費 職員手当など	
歳入予算の主なもの	
増額 前年度からの繰越金	
論 点	なし
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第133号 令和元年度宝塚市特別会計米谷財産区補正予算（第1号）	
議案の概要	
補正後の令和元年度宝塚市特別会計米谷財産区の歳入歳出予算の総額 2,387万8千円（288万2千円の増額）	
歳出予算の主なもの	
増額 米谷東区有金繰出金 他会計繰出金	
歳入予算	
増額 区有金利子	
論 点	なし
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第135号 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
徴収コストに見合う収入が得られていない現状にある督促手数料について、事務負担を軽減し、より丁寧な市民対応や主債権の管理に注力することを目的として、これを廃止するため、関連する条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	督促手数料を廃止することによる効果は。
答1	平成30年度の督促手数料収納額が約550万円。廃止によってそれ以上の効果を上げたい。市税収納課のコンビニ納付の納付書再発行に伴う経費が約50万円、督促手数料に係る電話、窓口対応等の事務に要する時間が約400時間。この時間分を滞納分の徴収に充てれば約1,200万円の徴収が期待できる。
問2	廃止で歳入は約550万円減るが、コストが約325万円削減できる。残る約200万円が減収となるが、市税収納課であいた約400時間の徴収事務で回収できるとの説明だった。今後、市民の相談がより充実されるという理解でよいのか。
答2	督促手数料の事務として、コンビニ納付で年間6千件、金融機関からの問い合わせが年間5千件以上ある。職員は滞納整理の業務を行いながら、電話などの対応をしており、余裕がなかった。今回の督促手数料の廃止によって、その分を本来業務に向けることができる。より丁寧な対応に努めたい。
問3	平日に休みがとれない勤め人にとって、コンビニ納付は便利であるが、手数料が高いことを理解してもらっていない。このことを市民に周知し、口座振替にしてもらうよう協力を求める時期に来ているのではないか。
答3	口座振替は納め忘れがなく、督促状の発送件数自体も少なくなる。今後、市税徴収に係る費用を市広報誌などで市民へ周知しながら、口座振替の利用を広めていきたい。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第136号 宝塚市都市計画事業基金条例の制定について	
議案の概要	
<p>前年度決算において初めて、都市計画税を都市計画事業に充当しても、なお余剰金が生じたことから、後年度の都市計画事業に都市計画税を確実に充当する基金として、宝塚市都市計画事業基金を創設するため、条例を制定しようとするもの。</p>	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	J R Aからの寄附金について、周辺の環境整備費として都市計画税と似たような趣旨で寄附を受けている。都市計画道路荒地西山線整備事業及び都市計画道路競馬場高丸線整備事業、県施行都市計画道路尼崎宝塚線整備負担金事業の分とされている約1億4千万円はどこか別の事業に充当されているのか。また、都市計画税と二重に充当されてはいないか。
答1	J R Aの寄附金は一般財源として扱っているため、どこの事業に充当しているというものではない。市の一般寄附として受けている。なお、J R Aの考え方としては、全体で約53億円ある環境整備費を割り振るため、各市から提出された事業負担額をもとにその割り振りを算出しているだけである。
問2	都市計画決定された施設に対して、基金を起債の償還に充当できるか。
答2	充当できる。
問3	基金の残高管理等、管理上のスタンスはあるか。
答3	都市計画税は目的税であり、できるだけ余剰金を出さないように努めるが、結果的に余剰金が生じた場合に積み立てていく。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第142号 工事請負契約（市庁舎電気設備外改修工事）の締結について	
議案の概要	
市内東洋町地内において、令和元年度から令和4年度までの継続事業として、著しく老朽化が進む市庁舎電気設備などの改修工事を行うため、工事請負契約を締結しようとするもの。	
請負金額 5億1,700万円	
相手方 住友電設株式会社 神戸支店	
論 点	なし
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第148号 令和元年度宝塚市一般会計補正予算（第5号）

議案の概要

補正後の令和元年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額

802億7,320万5千円（5,290万8千円の増額）

歳出予算

増額 本年度の人事院勧告に準じた給与改定に伴う人件費

消防職員の死亡事故に係る調査結果検討会の経費

歳入予算

増額 繰入金 財政調整基金とりくずし

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 消防職員の死亡事故に係る調査結果検討会について、構成員及びスケジュール等はどうなっているのか。

答1 一般財団法人消防防災科学センターの上席主任研究員、弁護士、兵庫県消防学校の消防教育専門員及び神戸市消防局の警防部救助・特殊災害担当課長の4名で構成されている。今年度中に調査結果報告書をつくり上げていきたいと考えている。

問2 消防本部の内部に設置されている訓練中における消防職員死亡事故発生に伴う調査委員会での議論は特に公表されないが、消防職員の死亡事故に係る調査結果検討会にフィードバックしていくという理解でいいのか。

答2 検討会の趣旨とは、市消防としての考え方を示した調査委員会作成の報告書について、専門的な目線からさまざま意見をいただき、さらに精査していこうとするものである。

問3 訓練中における消防職員死亡事故発生に伴う調査委員会の報告書について、現時点では公表できないものなのか。また、警察の捜査も入っているとのことであるが、警察から証拠として報告書等の提出は求められているのか。

答3 調査委員会において現在作成中であるが、現時点では核心部分について公表は差し控えたいと考えている。また、警察からは特に提出を求められていない。

自由討議

委員A 議案第156号及び議案第158号については反対で、この議案第148号の補正予算に議案第156号及び議案第158号についての予算が計上されており、全てについては承服しかねるが、消防職員の死亡事故に係る調査結果検討委員会に伴う予

算等も含まれているため、賛成する。		
討	論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）	

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第149号 令和元年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）
議案の概要
補正後の令和元年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額 227億6,972万7千円（69万9千円の増額）
歳出予算
増額 本年度の人事院勧告に準じた給与改定に伴う人件費
歳入予算
増額 職員給与費等繰入金
論 点 なし
<質疑の概要>
なし
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決（全員一致）

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第150号 令和元年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第2号）	
議案の概要	
補正後の令和元年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費の歳入歳出予算の総額 1億230万7千円（14万2千円の増額）	
歳出予算	
増額 本年度の人事院勧告に準じた給与改定に伴う人件費	
歳入予算	
増額 一般会計からの繰入金	
論 点	なし
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第151号 令和元年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算（第2号）	
議案の概要	
補正後の令和元年度宝塚市特別会計農業共済事業費の歳入歳出予算の総額 2億1,552万6千円（9万7千円の増額）	
歳出予算	
増額 本年度の人事院勧告に準じた給与改定に伴う人件費	
歳入予算	
増額 一般会計からの繰入金	
論 点	なし
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第152号 令和元年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第3号）	
議案の概要	
補正後の令和元年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額 212億7,451万8千円（58万1千円の増額）	
歳出予算	
増額 本年度の人事院勧告に準じた給与改定に伴う人件費	
歳入予算	
増額 職員給与費等繰入金	
論 点	なし
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第153号 令和元年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第2号）	
議案の概要	
補正後の令和元年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算の総額 43億8,650万9千円（18万6千円の増額）	
歳出予算	
増額 本年度の人事院勧告に準じた給与改定に伴う人件費	
歳入予算	
増額 事務費繰入金	
論 点	なし
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第155号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案の概要

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、本市が現在任用している非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の大半が、来年4月1日から一般職の非常勤職員である会計年度任用職員へ移行するため、分限、懲戒等の人事制度や報酬、費用弁償等の給与制度などについて、所要の整備を行うため、関係条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 この会計年度任用職員に関する議案の提出が、全国的に見ても非常に遅い。9割以上の自治体が9月議会までに提出されている状況かと思うが、全国的な動きや近隣市の状況はつかんでいるのか。

答1 大規模な法改正であるため、兵庫県から何度も照会があった。国のマニュアルでは平成31年3月議会での条例改正を目標とされていたが、3月議会で条例改正できたのはわずかしかなかったと把握している。近隣では芦屋市を除き、9月議会で条例改正をしている。本市においても今後の募集スケジュール等を考えると、早期に条例改正を行いたかったが、勤務条件などが労働組合との交渉事項であり、交渉に時間を要したため、今回の議案提案となった。

問2 公務員制度の大きな改正なので、議会としてもしっかりと見ていきたいところでもある。今回の制度は対象の全てを新たな職として任用するもので、募集していくこととなっているが、今回可決すれば、募集については影響はないということか。

答2 可決をもって勤務条件が確定するため、この勤務条件に基づき、現在任用されている職員も含め、今後3月までに募集、選考手続、説明など進めていき、令和2年4月に間に合うものと考えている。

問3 対象となる職員の職種と人数は。

答3 月額で報酬を定める会計年度任用職員は、現在の非常勤嘱託職員であり、地域児童育成会の放課後児童支援員、学校給食調理員、福祉関係の相談員などで約230人。日額で報酬を定める会計年度任用職員は、現在の臨時的任用職員であり、地域児童育成会補助員、保育所の保育士や調理員、学校の介助員、学校給食調理員、事務補助職員などで約1千人である。

問4 総務省の事務処理マニュアルで、会計年度任用職員については報酬の水準に一定

の上限を設けることが適当であるとされているが、本市の場合は55歳昇給停止というところが一律で定めている上限ということか。

答4 月額で報酬を定める会計年度任用職員については、55歳で昇給停止するまでは、基本的に毎年4号級ずつ昇給することになる。日額で報酬を定める会計年度任用職員については、職種によって運用に差はあるが、経験年数8年、または12年までは昇給し、それ以降は昇給しないなど、一定の上限がある。

問5 事務処理マニュアルには、正規職員の初任給が上限の目安と書かれており、職種によって高く設定することも考えられるとあるが、他市の上限はどのようにされているか。労使交渉があるので、他市と異なることはわかるが、本市の上限は法の趣旨に合っているのか。

答5 他市では採用時は本市と同様の金額であるが、採用後の昇給は本市より低い額で昇給がとまる。事務処理マニュアルでは、職務の内容、責任、経験なども考慮するとされており、同一労働同一賃金ということもあり、正規と現在の非常勤嘱託職員では、勤務時間は異なるが、同様の業務をしており、ある程度意識する部分ではあると思われる。今後の検討課題であると思っている。

問6 放課後児童支援員は子どもの命と暮らしを預かるという責任の重い仕事で、経験によって力量が左右される仕事であるが、会計年度任用職員は、1年ごとの更新であり、新人とベテランとの違いなどが評価されていない。今回の制度導入の中で議論はあったのか。

答6 地域児童育成会の現場では、管理職がおらず、放課後児童支援員が責任者として、保護者対応や子どもの事故対応などに当たっている。そのあたりの職責を考慮した上で、報酬については正規職員に準じた形で、一定の年齢までは昇給させるという考え方をとっている。労使交渉の中でもそういう職責も含めた報酬体系を考えてほしいという意見もあり、今回の提案となった。

問7 地域児童育成会について、全員が同じ立場ではなく、リーダーや主任的な職員を配置しないと、運営が大変だという声も聞いているが、どのように考えているのか。

答7 リーダーについても労使交渉の中で議論はしたが、今回の改正には含まれていない。今回の見直しは、国のマニュアルに合わせることを優先し、手当関係の整理を先に進めたものである。課題と認識している。

問8 会計年度任用職員の対象は、女性が多く、今回の制度改正は、国が示す働き方改革や女性活躍社会、同一労働同一賃金などの流れに逆行する法改正である。30年かけて労使交渉で積み上げてきたものが、この法改正でなくなる。衆議院と参議院の附帯決議で地方に不利益を生じさせないように、国に対して予算措置を求められてい

るが、国からの財政措置はあったのか。

答 8 現時点では明確に特定財源があるとは聞いていない。総務省からは必要な額の確保に努めていく、財務省に対しても要求していく、とのことが示されたが、現状は確認できていない。期末手当の支給や昇給により今までより支出が増加する自治体に対しては一定の財政措置があるものと思われるが、本市の場合はそれらの基準は満たしており、さらに現行制度を維持するための財政措置が講じられるとは言い切れないと考えている。

問 9 現非常勤嘱託職員については、この結果 11 年間で 7 億 6,764 万 8 千円減額となる。現臨時的任用職員は、これまで賃金や労働条件が悪かったが、今回の改正で、これまでより賃金はふえることになるのか。

答 9 現臨時的任用職員については、期末手当を支給していない臨時的任用職員や支給月数が 2.6 月に満たない臨時的任用職員もあり、2.6 月の基準で支給すると、全体として市の支出は増加すると見込んでいる。

問 10 本市職員の 40 数%が非正規雇用。本来正規職員を配置すべきところを非正規雇用で補っている。このようなあり方が是正されるべきであるが、今回の法改正は、非正規雇用の配置にお墨つきを与えるものとも言える。本市として非正規を正規に置きかえていくというような理念は持っているのか。

答 10 臨時的任用職員で約 1 千人となっているが、1 日丸々勤務する者というともっと人数は減ってくる。地域児童育成会で 1 日 5 時間から 6 時間、学校給食では忙しい時間帯だけということで、1 日丸々勤務する者はこの中でも少ない状況である。正規化については、財政状況を踏まえ、また、効率的な行政運営を考慮しながら対応していくべきものと考えている。

問 11 現在の非常勤嘱託職員は約 230 人、臨時的任用職員が約 1 千人と多くの職員がいる。特に臨時的任用職員については手当が廃止され年収が少なくなるなどについて、紙を渡されただけではわからないと思うが、どのようなスケジュールで説明していくのか。

答 11 12 月定例会で条例が確定すれば、できれば年内が好ましいが、難しいため、年明けから、午前午後に分け何日か説明会を開催していきたい。それでも参加できない職員もいるため、所属長を対象に説明会を開催し、所属長から対象の職員に説明していただくよう考えている。

問 12 会計年度任用職員は、正規職員となり、人事評価を行うことになるが、今後どのように人事評価をするのか。

答 12 人事評価については、現在実施している正規職員の人事評価の方法に準じて、

<p>本人が自己評価をし、それを所属長が1次評価を行い、さらに2次評価としてその上位者が評価するという方法が基本となると思うが、職員の人数や物理的な制約もあるため、評価方法については所属長や職員の意見を聞きながら、現場で実施可能な形を決定していきたいと考えている。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 (反対討論)</p> <p>討論1 制度のあり方として、正規職員であるべきところを、非正規雇用で補うことを肯定し、それにお墨つきを与えるような制度改正であり、将来的にもそれが是正されないところが大きな問題である。国会でもそういう課題に対して附帯決議が付けられている。本市の場合でも、非常勤嘱託職員は年収が下がり、賃金格差が拡大するような部分も見られる。この議案には反対する。</p> <p>(賛成討論)</p> <p>討論2 今回の法律改正は非常に問題がある。対象の99%が女性職員であり、本来処遇改善のために法律改正がされたと思っていたが、全く逆の結果となった。非常勤嘱託職員や臨時的任用職員は補助的な役割だと思われがちだが、非常勤嘱託職員が責任者の職場もあり、正規職員と同じ仕事をしている。30年間闘い続けた成果が、この法律改正によって一瞬にして奪われる。これは憲法第25条の生存権にも反する法律であると感じ、容認はできない。しかし、悪法であっても法律を逸脱するような条例改正はできない。改悪を縮めるため労使交渉が続けられてきたが、本市だけ先延ばしすることはできないとして、労働組合が苦渋の判断をしたものである。労使交渉を尊重する立場として、賛成する。</p>
<p>審査結果 可決 (賛成多数 賛成7人、反対1人)</p>

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第156号 宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要 特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、市議会議員の期末手当を引き上げるとともに、来年度以降は、引き上げ分を6月期と12月期に振り分けて支給するため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 なし <質疑の概要> 問1 議会基本条例第24条に「議員報酬等を定めるに当たっては、市民の客観的な意見を参考にしなければならない」と定めている。市としてこの条例との整合性をどう考えているのか。 答1 特別職の報酬及び給与については、平成26年度、平成29年度と3年おきに特別職等報酬審議会を開いて審議している。期末手当については、過去から人事院勧告に準じて改正することを通例としてきている。 問2 来年度開催予定の特別職等報酬審議会で今回の改正内容が審議されるのか。 答2 そのとおりである。
自由討議 委員A 特別職である市議会議員の報酬は市の財政状況や社会情勢、人口、議員定数など自治体の条件を勘案した上で市民の幅広い合意に基づいて定められるものではないかと思う。議会基本条例第24条では「議員報酬等を定めるに当たっては、市民の客観的な意見を参考にしなければならない」と規定されている。市議会議員と市職員は立場や職務が異なり、人事院勧告に基づく市職員の給与の引き上げに連動させるという考え方自体が制度にそぐわない。先の参議院議員選挙では兵庫県選挙区で議員報酬削減を訴えた候補が当選したことも一つの民意の表れだと思う。市民に議員の期末手当引き上げをお願いできる状況にはないと思う。 委員B 時々の社会情勢や議員の政治的な考えに左右されない報酬のあり方を決めておかないと議員報酬が不安定になる。議員だけで議員報酬の上げ下げを決めないほうが、客観性が担保されると思う。本来の議員報酬と期末手当の支給率をどうするのかという話は別で考えないといけない。 委員C 議員報酬は削減していくべきと思う。しかし平成26年度から平成29年度の間

に今回と同様に期末手当の支給率を引き上げたが、前回の平成 29 年度の特別職等報酬審議会の議事録を見ると、人事院勧告に準じて期末手当の支給率を引き上げたことについて理解が得られていた。今回の参考にすべきと思う。

委員 D 人事院勧告制度は公務員がストライキ権を制約されていることの代替措置で、人事院勧告は民間企業全体の平均である。人事院勧告や法律と行革とは別ものであり、行革としての削減は、自主カットで行うことで整理されていると思う。

委員 A 前回開かれた特別職等報酬審議会は平成 29 年度である。市立病院の平成 30 年度決算では 5 億 9,800 万円余の赤字であった。今年度も 4 億円を超える赤字で、審議会開催以降に財政が悪化している。人事院勧告には独自の本市の事情が勘案されていない。

委員 B 本市の独自の事情や財政上の大きな変化があったときには、自主カットで対応してきた。市民感情として議員報酬を上げるのは許さないという気持ちも理解する。市の財政状況についてはまた別にしっかり議論して議員報酬にも反映させていかないといけない。また、先の選挙で議員報酬削減の公約を掲げて当選した旨の話があったが、その公約だけで当選したかどうかは諮りかねる。その人の人柄や地域、主張、年齢等の総合的な判断で選ばれてくると思う。

委員 E そもそも国会議員と地方議員の期末手当も含めた報酬等については、定められている法律が異なる。人事院勧告は独自の本市の事情が勘案されていないとのことだが、民意が含まれていないというわけではないと思う。議員報酬については特別職等報酬審議会で議論している。議員報酬の上げ下げの尺度は不明確であり、議員がそこに介入するのは好ましくない。基本的には法律に準拠していくべき。

委員 A 来年、次回の特別職等報酬審議会が開かれるのなら、今の段階で条例改正しなくてもいいのではないか。

委員 B 議会基本条例第 24 条の精神としては、お手盛りで議員報酬を変えないよう、定めているもの。

委員 F 特別職等報酬審議会では人事院勧告に準拠すべきでないとは言っていない。今回、人事院勧告に合わせることで大きな問題だとは思わない。

質 疑

問 3 人事院勧告とは別の基準で判断をしている自治体はあるか。

答 3 阪神間 10 市の中では、丹波市が毎年の人事院勧告ではなく、特別職等報酬審議会で判断している。

討 論

(反対討論)

討論 1 丹波市は人事院勧告に連動して決めるのではなく、特別職等報酬審議会で決めているとのことであった。特別職等報酬審議会での客観的な意見を聞いてから判断をしてはどうかと考える。

(賛成討論)

討論 2 基準になるのは人事院勧告制度である。人事院勧告や法律を守るべき。市の財政状況が厳しいということであれば、自主カットを提案し、会派代表者会で検討すべき。

審 査 結 果 可決 (賛成多数 賛成 7 人、反対 1 人)

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第157号 宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

地方公務員法の一部改正に伴い、非常勤特別職任用の要件が厳格化されたことにより、投票事務又は開票事務の従事者に係る報酬額の規定を削るとともに、公職選挙法の運用の改正により、投票所の投票管理者の交替制が認められたことに伴い、所要の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 今回、条例別表から投票事務又は開票事務の従事者の項を削除することだが、報酬も含めてどう変更されるのか。

答1 投票事務又は開票事務の従事者とは、選挙管理委員会以外の市の職員であり、一般職及び係長職については、従前の報酬は法律に定める額を一定の基準としたため単価が一定であったが、今後は時間外勤務命令となり、勤務時間に応じて各給与等に基づいた個別の額となる。また、投票事務主任である課長職以上については、管理職員特別勤務手当は4時間以上の勤務で6千円と定められているため、従前14時間程度の勤務で事務主任手当も含め4万円強の報酬であったものが6千円となる。今後は自治会にお願いしていた投票管理者について、投票事務主任が実質的にはその仕事をしていることから、管理職が投票事務に従事する場合は投票管理者に任命することで、1日につき1万5,500円の報酬が支払われることとなる。従前の報酬と比べると4割程度となってしまうが、投票事務従事者も確保しながら、適正かつ円滑に投票事務を進めていきたいと考えている。

問2 本市における選挙の開票作業について、近隣自治体に比べ時間を要していると指摘されている。今回、ベテランである管理職が投票管理者となることで、開票事務にたけた職員が少なくなることを危惧するが、今回の改正により、開票作業に影響は生じるのか。

答2 開票事務に当たり、疑問票の審査等、高度な判断を要するものについては、ベテランの管理職にお願いしているケースがあり、開票事務の中で15名弱が管理職となっている。投票管理者の仕事は投票が終了し投票箱を送致して終わる。開票事務については4時間程度の開票であれば現行は約1万2千円の報酬となっていたが、今回、管理職が4時間を超えて勤務した場合は6千円の管理職員特別勤務手当を支給することとなる。管理職の方には理解や協力をしてもらいたいと考えているが、休日勤務が多い部署もあり、できるだけなくしていきたいと考えている。また、世代

が変わっていくので、若い職員にノウハウを引き継いでもらうような取り組みも数年前から実施している。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決（全員一致）

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第158号 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>議案の概要</p> <p>特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、特別職の職員の期末手当を引き上げるとともに、来年度以降は、引き上げ分を6月期と12月期に振り分けて支給するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 平成29年度の特別職等報酬審議会の答申はどのような内容だったのか。</p> <p>答1 議員及び市長、副市長、教育長の給与月額については改定を行わないとの結論であった。</p> <p>問2 本市の期末手当が高いと新聞で報道されていたが、把握しているか。</p> <p>答2 新聞報道は把握している。本市の場合、地域手当を15%加算しており、他市が独自の自主カットを行っていることとも重なり、結果的に高くなったもの。</p> <p>問3 地域手当を15%加算しているが、その根拠は。</p> <p>答3 平成20年度の特別職等報酬審議会で、国の特別職に準拠することが前提で整理された。また、地域手当については、人事院規則で本市は一般職に15%と指定されており、それを特別職に準用している。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論</p> <p>(反対討論)</p> <p>討論1 特別職の職員の期末手当の引き上げと人事院勧告を連動させるべきなのか。市立病院の赤字決算の状況を踏まえ、市立病院の幹部職員が自主的に手当の半分を返上している。市も一体となって責任を負うべきではないか。そういった状況の中、特別職の職員の期末手当を引き上げるのはどうかと思う。</p> <p>(賛成討論)</p> <p>討論2 特別職等報酬審議会では全体の年収ベースで比較して審議されている。責任のとり方を考えるのなら、自主カットを検討すべき。</p>
<p>審査結果 可決（賛成多数 賛成7人、反対1人）</p>

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第159号 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例及び宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本年8月の人事院勧告の準拠及び給与制度の適正化を図るため、条例の一部を改正しようとするもの。

【改正の内容】

(人事院勧告に準じるもの)

- ・本年4月1日に遡及して給料表を引き上げ、再任用職員以外の職員の期末手当に係る支給月数を引き上げる。

(給与制度の適正化)

- ・係長級職員の管理職手当廃止に伴う措置として、係長級職員を現行より上位の号給に格付けし、給料表を職責に応じた形で見直しを行う。
- ・技能労務職員の監督指導手当を来年4月1日から廃止する。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 ラスパイレス指数は現状市の試算で101.1だが、現給保障終了後は100となるということだが、現給保障は何年ぐらいで終了するのか。それまでは、101.1を推移していくというイメージなのか。

答1 現給保障の期間は、おおむね2年から3年で終了する予定。令和元年度からの取り組みを含めラスパイレス指数が少しずつは下がっていく見込み。

おおむね53歳以上の職員は、55歳昇給停止があるので、最長7年程度で昇給停止となる。そのため、制度完成という意味では、7年近く時間がかかる。

問2 ラスパイレス指数については、基本給の部分の比較で、全国的に諸手当を含めたものではないと認識してよいのか

答2 給料月額、本俸のみで比較している。

問3 今回の提案内容で、何年でどれぐらいの人件費が削減されるのか。

答3 現給保障があるので、令和2年度は、給料、地域手当、期末勤勉手当で、550万円程度削減される見込み。令和3年度以降も現給保障が終了していくので、令和11年度までで、10年間の累積で、4億4,400万円程度削減されると見込んでいる。

給与を見直すことによって減額となる共済組合の負担金も含めると6億1,300万円程度減額が見込まれる。

問 4	主任級の給与がすごく下がっている。しかし、管理職の給与は全く下がっていない。行財政改革アクションプランの効果を出すのに、なぜ、給与の減額が組合員だけなのか。管理職の給与について変更しなかった理由は。
答 4	今回の改正については、行財政改革アクションプランの視点ではなく、職務給原則の徹底、一般職との差がなくなってしまうことに対する是正。管理職の給与については、阪神間比較で高い水準にあるわけではないため。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和元年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第160号 条件付採用期間中の職員の分限に関する条例の制定について
議案の概要	地方公務員法の規定により、条件付採用期間中の職員の分限処分について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	<p>問1 会計年度任用職員の制度について、毎年度最初の1カ月を条件付採用としているが、実際は継続雇用としている実態があるため、法律で定められているものの毎年度実施する必要があるのか疑問に思う。どのように考えているのか。</p> <p>答1 一会計年度ごとの任用となるので、最初の1カ月間は条件付採用期間となるが、法律で定められており実施しなければ法律違反となるため、やむを得ないと考えている。</p>
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）